

安城市緊急奨学金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家計収入の激減により、修学意欲があるにもかかわらず経済的に高等学校等の修学が困難となった者に対して支給する安城市緊急奨学金（以下「緊急奨学金」という。）について、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「父母等」とは、緊急奨学金の支給を希望する者と生計を同じくする父及び母（一方がいない場合は、父又は母）をいう。ただし、生計を同じくする父及び母がいない場合にあっては、緊急奨学金の支給を希望する者の生計を主として維持している者をいう。

2 この要綱において「家計収入激減事由」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 父母等が勤務し、又は経営する会社が倒産する等の理由（自己都合を除く。）により失職したこと。
- (2) 父母等が死亡し、又は離別したこと。
- (3) 父母等が破産したこと。
- (4) 父母等に病気、事故、経営不振等の事由が生じたこと。

(支給対象者)

第3条 緊急奨学金の支給の対象となる者は、緊急奨学生（次条第3項の規定による認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は緊急奨学生であった者とする。

(緊急奨学生の認定)

第4条 緊急奨学生の認定を受けることができる者は、その認定の日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に在住する者
- (2) 高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）又は中等教育学校の後期課程（第5号において「高等学校等」という。）に在学する者
- (3) 心身ともに健全かつ志操堅実な者
- (4) 家計収入が激減し、経済的に修学困難な者
- (5) 高等学校等の学業が確実に修了できる見込みのある者
- (6) 他の奨学金を受けていない者

2 緊急奨学生認定を受けようとする者は、家計収入激減事由が生じた日から6か月以内に緊急奨学生認定申請書（様式第1）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 家庭状況調査書（様式第2）
- (2) 学業修了見込み証明書兼推薦書（様式第3）
- (3) 緊急奨学生認定事由証明書（様式第4）

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、家計収入激減事由の生じた月の翌月から起算して12か月の間（その間に卒業すると見込まれる日がある場合は、その日までの間）につき緊急奨学生として認定するものとする。

4 市長は、緊急奨学生認定をしたときは、緊急奨学生認定通知書（様式第5）を当該緊急奨学生が在学する学校の学校長を経由して当該緊急奨学生に交付する。ただし、学校長を経由することが適当でない認められる場合は、当該緊急奨学生に直接交付する。

5 緊急奨学生認定通知書の交付を受けた者は、誓約書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（家計収入の激減）

第5条 前条第1項第4号の「家計収入が激減し、経済的に修学困難な者」とは、家計収入激減事由を原因として次のいずれかに該当する者であって、市長が経済的に修学困難であると認めるものをいう。

- (1) 父母等の家計収入激減事由の生じた月の翌月の属する年度の翌年度（家計収入激減事由の生じた月の翌月が1月から3月までのいずれかに該当する場合にあっては、翌々年度）の市町村民税所得割の課税総所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第2項に規定する課税総所得金額をいう。次号において同じ。）から、父母等の同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族のうち年齢（当該市町村民税所得割の課税年度の初日の属する年の初日における年齢をいう。次号において同じ。）が15歳以下の者1人につき33万円を、16歳から18歳までの者1人につき12万円を控除した額が、230万円以下になると認められる場合
- (2) 前号に該当しない者であって、父母等の家計収入激減事由の生じた月の翌月の属する年度の翌々年度の市町村民税所得割の課税総所得金額から、父母等の同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族のうち年齢が15歳以下の者

1人につき33万円を、16歳から18歳までの者1人につき12万円を控除した額が、230万円以下になると認められる場合

(異動の届出)

第6条 緊急奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した日から20日以内に緊急奨学生異動届(様式第7)により市長に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、退学し、又は停学処分を受けたとき。
- (2) 他の奨学金を受けるようになったとき。
- (3) 緊急奨学生の住所に異動のあったとき。
- (4) 緊急奨学金を必要としなくなったとき。

(認定の取消し)

第7条 市長は、緊急奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、該当した日の属する月の翌月以後に係る緊急奨学生の認定を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は停学処分を受けたとき。
- (2) 操行が著しく不良となったとき。
- (3) 家計が好転する等緊急奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 本市の住民でなくなったとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、緊急奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、該当した日の属する月以後に係る緊急奨学生の認定を取り消すものとする。

- (1) 他の奨学金を受けるようになったとき。
- (2) 書類に虚偽の事項を記入し、又は提出すべき書類を提出しなかったとき。
- (3) その他市長が緊急奨学生の認定を取り消すことが適当と認めるとき。

3 市長は、緊急奨学生の認定を取り消したときは、緊急奨学生認定取消通知書(様式第8)を当該緊急奨学生が在学する学校の学校長を経由して当該緊急奨学生に交付する。ただし、学校長を経由することが適当でない認められる場合は、当該緊急奨学生に直接交付する。

(緊急奨学金の額)

第8条 緊急奨学金の額は、緊急奨学生であるとして認定を受けていた月(当該緊急奨学金の支給を受ける月を含む。)の数に9,000円を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する月数には、次に掲げる月数は含まない。

- (1) 既に支給を受けた緊急奨学金の額の算定に用いた月数
- (2) 緊急奨学生が休学する場合において、休学する月の翌月から復学する月まで

の月数

(緊急奨学金の支給月)

第9条 緊急奨学金は、原則として3月、6月、9月及び12月に支給する。

(緊急奨学金の支給の申請手続)

第10条 緊急奨学金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急奨学金支給申請書兼家庭状況経過報告書（様式第9）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、速やかに、支給の決定をし、規則第5条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知をするものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、緊急奨学金の支給を受けようとするときは、規則第9条第3項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

4 前3項に規定する書類の提出及び通知は、申請者が緊急奨学生である場合は、その在学する学校の学校長を経由して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成19年4月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。